

2013年9月26日 全13頁

財源の歳入構造からみる自治体財政の健全性

経常的一般財源等の歳入額が減少する中、特定財源からの振替えが増加

金融調査部 研究員
亀井 亜希子

[要約]

- 地方自治体の歳出総額は平成12年度以降、約10年間にわたって減少傾向を続けてきた。しかし、そのうち、一般財源等を財源とした歳出額は増加傾向であった。
- 一方で、一般財源等の歳入額はデフレ傾向の定着により地方税を中心に鈍化し、歳出額との差額は、特定財源からの振替えによって支えられている。自治体の裁量による振替えシェアは低下傾向にあり、その要因には、特別会計からの繰入金、財産収入、による歳入額の減少がある。
- 一般財源等の歳入額は、経常的歳入が減少する一方で、臨時的歳入が増加傾向にある。自治体において、一般財源等の歳入が臨時的なものに依存する傾向が強まっているとすれば、健全とはいえない。
- 自治体の財政健全化のためには、地方債の起債抑制や、消費税による増税が有効かもしれないが、各自治体における一般財源等の財源積み増し努力、例えば、公営事業の黒字化による特別会計から一般会計への繰入金の増加や、財産収入の増加なども重要であろう。

1. はじめに

筆者レポート「[公債費負担からみる自治体財政の健全性](#)」（大和総研リサーチレポート、2013年9月4日）では、公債費負担比率^aと実質公債費比率^bを用いて、自治体の公債費^cの負担度合いの推移について述べた。その結果、自治体における公債費の負担感は、平成14年度以降、公債費の負担額増減よりも、公債費以外の他の経費による一般財源等^dからの歳出増減に左右される傾向が確認された。そこで、本稿では、財源のうち一般財源等に焦点を当てて特徴をみていく。なお、本稿にて用いている財政用語については巻末の説明（a, b, c, …）を参照されたい。

2. 自治体における歳出総額の推移

地方自治体は、都道府県と市町村で行政事務を分担している（図表1）。

図表1 都道府県と市町村の行政事務の分担

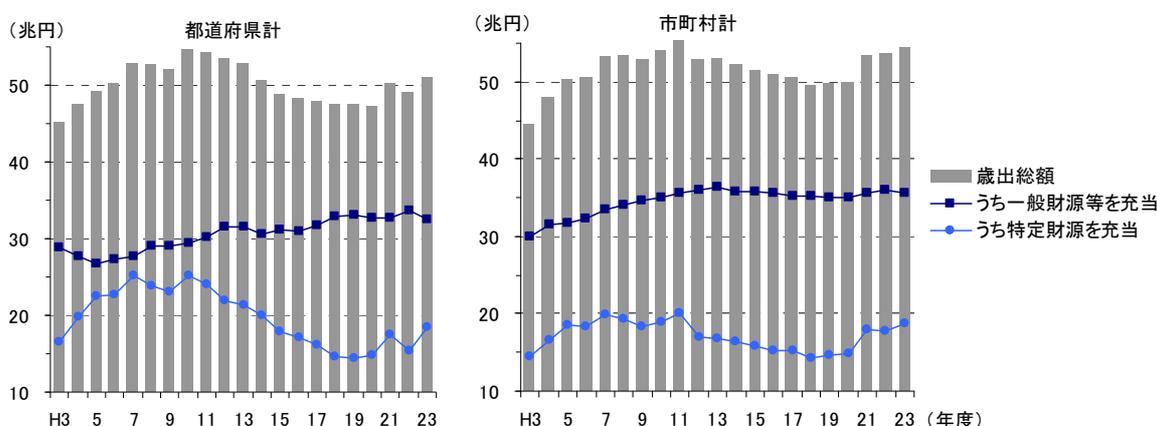
		都道府県	市町村
外交・安全・防衛	警察 防災 消防	○ ○ ×	× ○ ○
国土・土地利用	河川 都市計画 公園 農地 保安林指定	○一級河川(指定区間)、二級河川 △特定のもの ○国定公園、都道府県立自然公園、都市公園 ○転用許可 ○	○準用河川 ○ ○都市公園 × ×
交通・社会資本	港湾・漁港 下水道 公営住宅 道路 自動車	○管理 ○流域下水道 ○ ○国道(指定区間外)、都道府県道 ○運転免許	○管理 ○ ○ ○市町村道 ×
経済活動・労働	職業訓練・紹介 鉄道・バス事業 金融業 建設業 中小企業 その他	○訓練、△紹介(特定のもの) × △登録(特定のもの) ○許可 ○支援 労働争議のあっせん等、不当労働行為の審査	△紹介(特定のもの) × × × × ×
福祉・保健・環境	生活保護 身体障害者 児童相談所 保健所 保育所 病院 社会保険 上水道、ごみ・し尿処理 免許	○町村の区域 ○手帳の交付 ○ ○ × ○開設許可 × × △クリーニング師、大麻取扱者	○市の区域 ○援護 × △特定の市 ○ × ○国民健康保険、介護保険 ○ ×
教育・文化	幼稚園 小・中学校 高等学校・特殊学校 大学 私学助成 教科書	× △教員の給与・人事 ○ △公立大学(特定の県) △幼稚園、小・中学校、高等学校 ×	○ ○ × △公立大学(特定の市町村) × ×

(出所) 第28次地方制度調査会第5回専門小委員会提出資料「国と地方の行政事務の分担」（平成16年7月22日）より大和総研作成

歳出総額は、平成 21 年度以降に増加傾向に転じる以前、平成 12 年度以降、約 10 年間にわたって減少傾向を続けてきた（図表 2）。しかし、その内訳をみると、一般財源等を財源とした歳出額に関して、都道府県計は平成 6 年度以降増加傾向、市町村計も平成 14～20 年度を除き増加傾向、であった。歳出額の減少は、主に特定財源を財源とした歳出の縮減によるものであることがわかる。

市町村計が都道府県計より一般財源等を財源とする歳出額が多い背景には、市町村の行政事務の性質からして、歳出総額のうち、一般財源等を原資とする歳出（住民ニーズに基づき、自治体が単独で自主判断のもと行う歳出）が多く必要とされる事情が考えられる。

図表 2 自治体の歳出額の推移



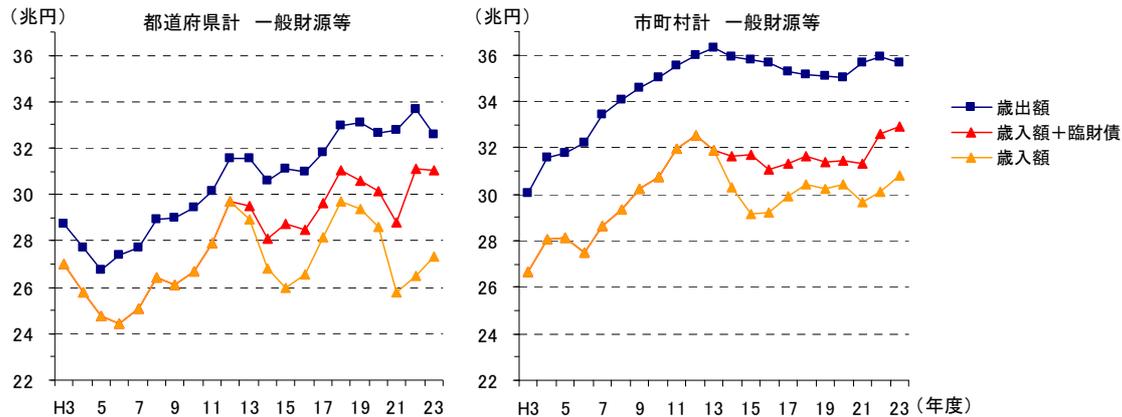
- (注 1) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。
- (注 2) 地方財政統計年報では、地方債（臨時財政対策債を含む）、国庫支出金、諸収入、財産収入、使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金、繰入金、繰出金、都道府県支出金、を特定財源として区分している。
- (出所) 平成 3～23 年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

3. 自治体における一般財源等の歳入額と歳出額の推移

都道府県計と市町村計における一般財源等の歳入額と歳出額の推移を表したものが図表 3 である。なお、歳出額は、一般財源等歳入額に、特定財源（臨時財政対策債^eを含む）の歳入額の一部を加えた金額である。ここで確認できることは、自治体における一般財源等を財源とした歳入額と歳出額の乖離が、特に平成 13 年度以降、年々拡大傾向にあることである。これはデフレ傾向の定着により、地方税収^fが鈍化する¹一方で、一般財源等の歳出額は抑制できなかったことに起因する。平成 3 年度から平成 23 年度までの 20 年間に、一般財源等を財源とした歳出額は、都道府県計では約 4 兆円、市町村計では約 6 兆円、増加している。

¹ 地方税収のうち税収増の寄与度が最も高い個人住民税は、前年の所得に対して課税される税であるため、平成 13 年度から始まったデフレ経済に伴う税収減は平成 14 年度以降に大きく現れることとなる。自治体における地方税収の増減要因については、筆者レポート「[地方税の税収構造と景気変動](#)」（大和総研リサーチレポート、2013 年 5 月 20 日）を参照されたい。

図表3 一般財源等を財源とした歳出入額の推移



- (注1) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。
- (注2) 臨財債は、臨時財政対策債の略称である。
- (注3) 一般財源等の歳入額は、都道府県計は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税(普通交付税、特別交付税)、市町村たばこ税都道府県交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金、の合計額である。市町村計は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税(普通交付税、特別交付税)、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金(政令指定都市のみ)、特別地方消費税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、都道府県支出金、交通安全対策特別交付金、の合計額である。
- (注4) 一般財源等の歳出額は、歳入額に各特定財源から振替えられた歳入額を加えたものである。各特定財源の歳出額は、歳入額から一般財源等への振替額と、歳計剰余金としてストックする金額を除いたものである。
- (出所) 平成3～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

4. 自治体における特定財源から一般財源等への歳入振替え動向

前述したように、歳出に必要となる一般財源等の金額を確保するために、財源の用途が制限される特定財源^⑤の歳入額の一部を、用途が自由な財源である一般財源等に振替えている(図表3)。

一般財源等へ歳入を振替えられた特定財源の内訳を表したものが図表4である。特定財源は、総務省「地方財政統計年報」における区分によると、国庫支出金^h、都道府県支出金ⁱ、使用料・手数料^j、分担金・負担金・寄附金^k、財産収入^l、繰入金^m、諸収入ⁿ、繰越金^o、地方債^p(臨時財政対策債含む)、によって構成される²。

特定財源からの歳入振替額は、都道府県計・市町村計ともにこの20年間で増加したが、特に一般財源等の歳入が下振れした平成14年度以降の数年間と平成21年度以降に急激な増加がみられた(図表4)。特定財源のうち、国庫支出金³、都道府県支出金、地方債⁴(臨時財政対策

² 出所：既公表分の総務省「地方財政統計年報」

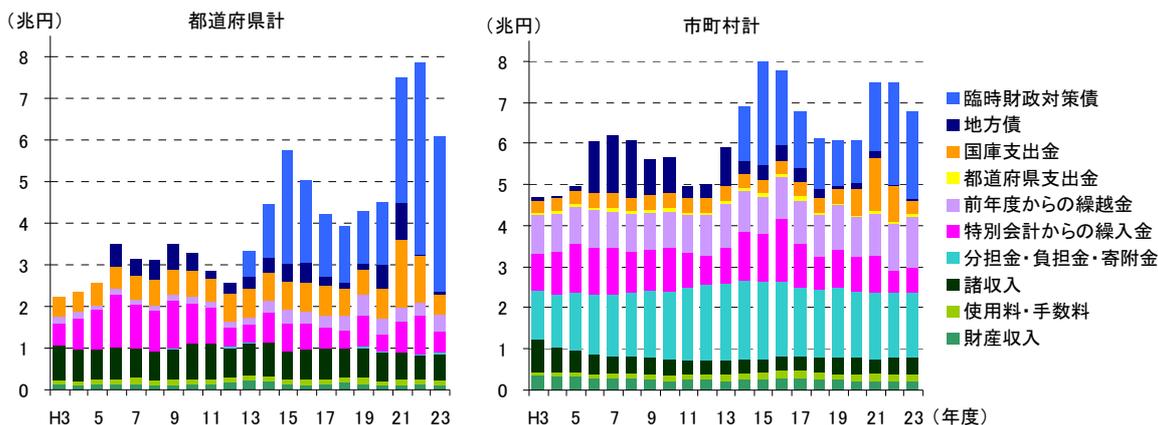
³ 国庫支出金の一般財源化は、国庫支出金の廃止・縮小に伴う措置である。財源移譲に伴う調整額といえる。

⁴ 地方債の種類には、金額は少額であるが、一般財源等への振替えを前提として起債される地方債(平成17年度及び18年度に廃止・税源移譲された設備整備費補助金等に係る事業に対して、国庫補助を除く金額分に対して起債される「施設整備事業債(一般財源化分)」)もある。この起債には国の同意が必要となる。(出所：総務省「平成22年度 地方財政統計年報」、埼玉県「平成23年度 地方債マニュアル」(平成24年2月改訂))

債⁵含む)、それぞれによる一般財源等への歳入振替額は、国によって金額が決定される。

残りの特定財源である、前年度の一般会計からの繰越金、同年度の特別会計からの繰入金、分担金・負担金・寄附金、諸収入、財産収入、使用料・手数料、は、自治体の自由裁量にもとづき、毎年度ほぼ一定の額が振替えられている。これらの合計額は、20年間通じて大きな変化がなく、都道府県計では約2兆円、市町村計では約4兆円、となっている。

図表4 特定財源による一般財源等への歳入振替額の推移

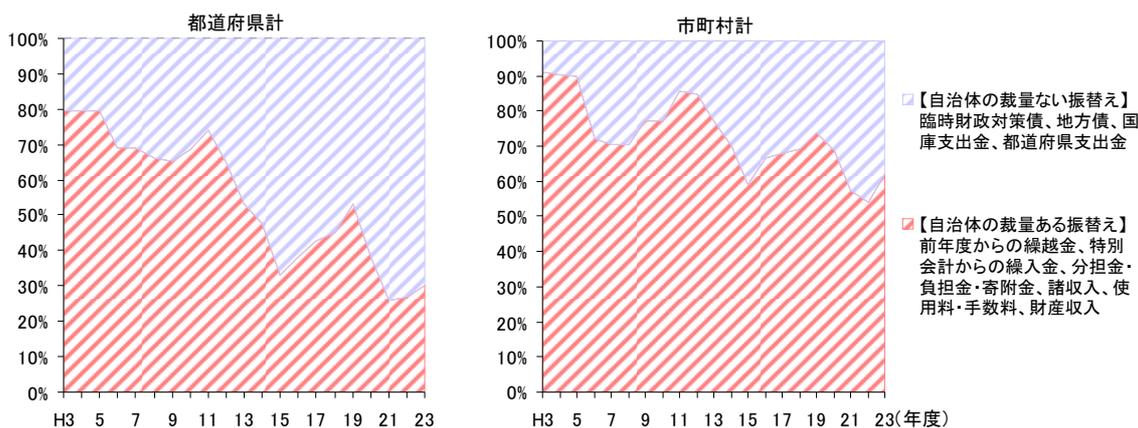


(注1) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。

(注2) 地方債は、臨時財政対策債を除いたものである。地方債の種類には、あらかじめ一般財源等へ振替えることを前提とした地方債「施設整備事業債（一般財源化分）」も含まれる。

(出所) 平成3～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

図表5 一般財源等への歳入振替額における自治体の裁量有無別シェアの推移



(注1) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。

(出所) 平成3～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

⁵ 臨時財政対策債は、平成13年度以降、国の財源悪化を背景として、それまで自治体に地方交付税として交付していた自治体の財源不足額相当額の半分が自治体負担とされたことに伴い、自治体が起債する地方債であるため、その金額は「臨時財政対策債発行可能額」として、基本的には国によって決定される。自治体は、発行可能額のほぼ上限額まで起債する傾向がある。

一般財源等への歳入振替額のうち、自治体による裁量の有無による振替額のシェアをみると、自治体の裁量による振替額のシェアは、都道府県計では平成3年度に約80%であったのが平成23年度には約30%に低下し、市町村計では約91%から62%に低下した。年々振替額の自由度が低下している傾向がみられる（図表5）。

5. 自治体における一般財源等の歳入額不足の要因

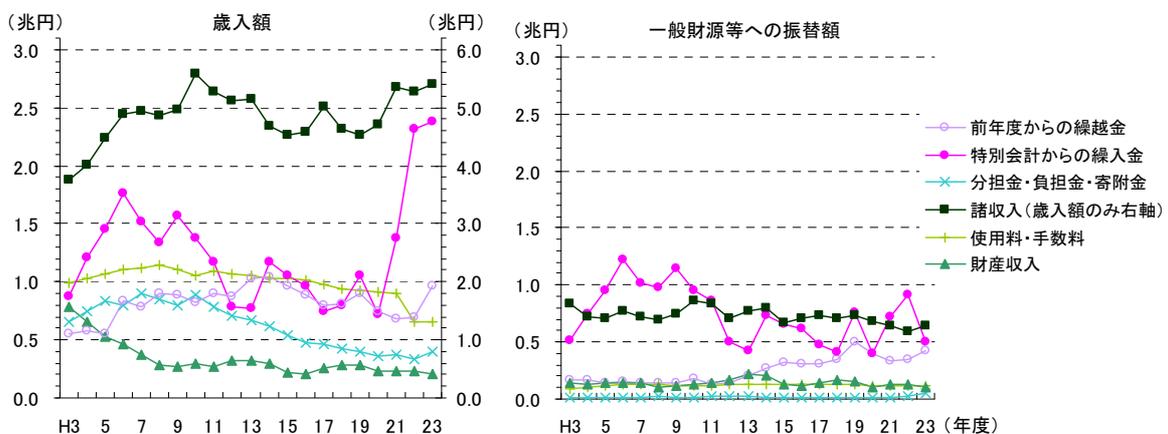
(1) 特別会計からの繰入金、財産収入、による歳入減少

前述したように、自治体の裁量による特定財源からの振替額の合計額は、この20年間ほぼ横ばいで推移している（図表4）。しかし、図表6、図表7において、その内訳をみると、財源によって様子が異なる。

都道府県計では、一般財源等への振替額について、前年度からの繰越金は増加傾向にあり、諸収入と特別会計からの繰入金において減少傾向がみられる（図表6）。他方、市町村計における一般財源等への振替額は、前年度からの繰越金については都道府県計と同様に増加傾向にあるが、諸収入、特別会計からの繰入金、財産収入、においては減少傾向がみられる（図表7）。

自治体の経営努力によって、特別会計からの繰入金、財産収入、それぞれの歳入額を拡大させることができれば、一般財源等の財源を用いた歳出額の財源確保にプラスの寄与となるであろう。これまで自治体が管理・運営する公共施設は建設され続け、公共施設のストック数は増加しているはずであるが、必ずしも有効活用されているわけではない。また、上下水道、交通、観光、などの公営事業における黒字化への取り組みも必要であろう。これらに対処することで、自治体には収益を増額させる余地もあるのではないだろうか。

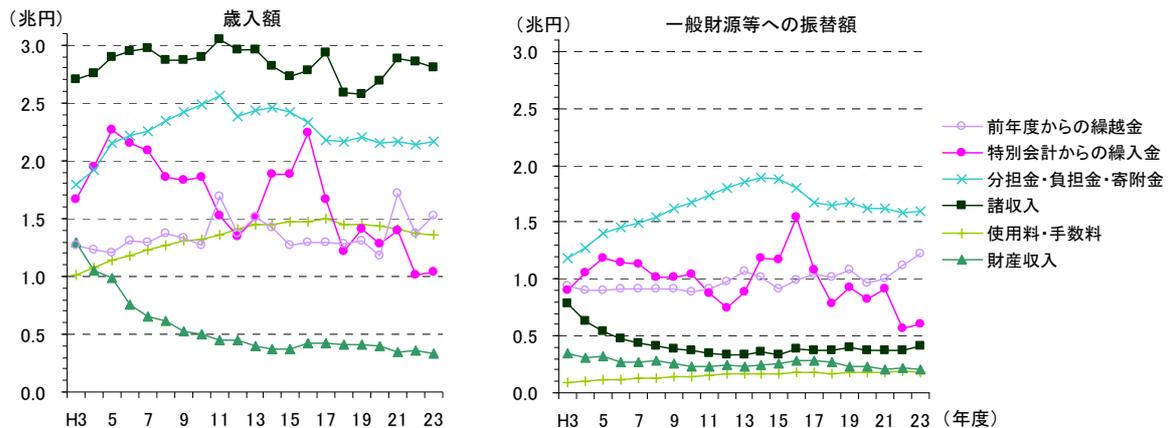
図表6 都道府県計の特定財源別歳入額と、一般財源等への歳入振替額の推移



(注) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。

(出所) 平成3～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

図表7 市町村計の特定財源別歳入額と、一般財源等への歳入振替額の推移



(注) 市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村計、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。
 (出所) 平成3～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

(2) 一般財源等の経常的歳入額の減少

一般財源等の歳入額を、地方税、普通交付税⁶を中心とした経常一般財源等と、臨時一般財源等に分け、推移を表したものが図表8である。一般財源等の歳入額は平成13年度以降、伸び悩んでいるが(図表3)、その要因は、経常一般財源等の歳入減にある(図表8)。特に、都道府県計での歳入減が大きい。自治体において一般財源等の歳入が臨時的なものに依存する傾向が強まっているとすれば、決して健全とはいえない。

経常一般財源等を用いた指標としては「経常収支比率⁷」があり、地方自治体の財政構造の弾力性を判断することができる。図表8にみられる経常一般財源等の歳入減の傾向は、経常収支比率の上昇という形で現れている(図表9)。

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標であり、経常経費充当一般財源等⁶ / (経常一般財源等総額⁷ + 減収補填債特例分⁸ + 臨時財政対策債) × 100、という算定式で算定される。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す⁸。

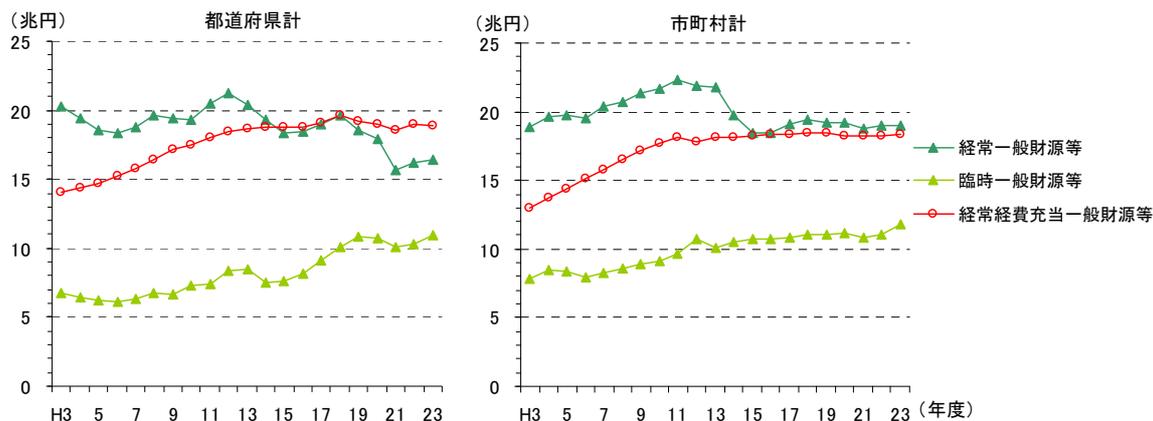
なお、経常経費充当一般財源等は、都道府県計、市町村計ともに、平成10年度以降、ほぼ横ばい傾向にある(図表8)。

⁶ 人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費に充当された一般財源等、となっている。(出所：総務省「平成22年度 類似団体別市町村財務指数表」)

⁷ 地方財政統計年報では、経常一般財源等は、税収入・地方譲与税・市町村たばこ税・都道府県交付金・地方特例交付金・普通交付税、発電水利使用料、その他、とされている。利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金及び特別区財政調整交付金相当額は除外されている。(出所：総務省「平成23年度 都道府県財政指数表」)

⁸ 出所：総務省「平成25年版 地方財政白書」

図表8 一般財源等の経常的歳入額、臨時的歳入額の推移

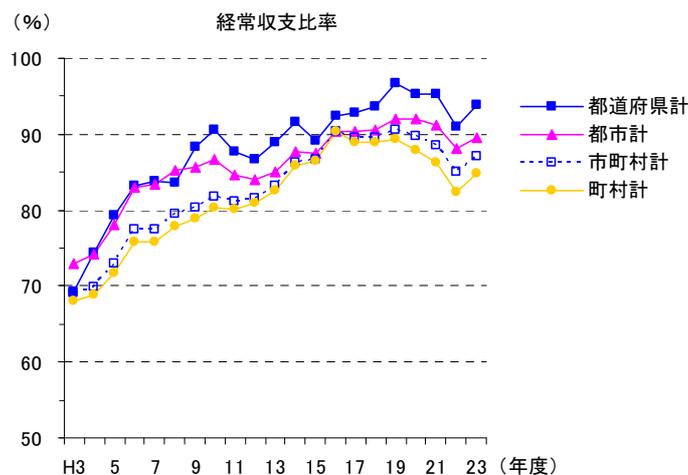


(注1) 都道府県計は、都道府県の単純合計額である。市町村計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、町村、特別区、一部事務組合、の単純合計額である。

(注2) 一般財源等の経常的歳入額は、 $(\text{経常経費充当一般財源等} \div \text{経常収支比率}) - \text{臨時財政対策債} - \text{減収補填債特例分}$ により推定した。臨時一般財源等は、一般財源等から経常一般財源等を減算し推定した。

(出所) 平成10～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

図表9 経常収支比率の推移



(注) 都道府県計は、都道府県の単純平均である。都市計は、政令指定都市、中核市、特例市、一般市、特別区、の単純平均である。町村計は、町村の単純平均である。市町村計は、全市町村の単純平均である。

(出所) 平成10～23年度の総務省「地方財政統計年報」より大和総研作成

6. おわりに

地方自治体の歳出総額は平成 12 年度以降、約 10 年間にわたって減少傾向を続けてきた。しかし、その間も一般財源等を財源とした歳出額は増加傾向にあった。

都道府県・市町村ともに、一般財源等を財源とする歳出に必要な金額は、歳入額だけでは足りず、特定財源を振替えることによって賄っている。その額は年々増額傾向にあるが、増額分は都道府県計では主に臨時財政対策債によるものであり、自治体の裁量の余地は縮小傾向にある。また、一般財源等の歳入額において、経常的な歳入額が減少傾向にあるなど、財源の歳入面からみると、自治体の財政は健全性が損なわれる状況にある。

国と地方全体で財源不足が深刻化し税収が伸び悩んでいく中、自治体が一般財源等を財源とした歳出を、従来と同様に、今後も維持ないしは拡大し続けていくことは可能なのであろうか。自治体の財政健全化のためには、地方債の起債抑制や、消費税による増税が有効かもしれないが、各自治体における一般財源等の財源積み増し努力、例えば、公営事業の黒字化による特別会計から一般会計への繰入金の増加や、財産収入の増加なども重要であろう。

<用語の説明>

a. 公債費負担比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。公債費負担比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

b. 実質公債費比率

当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

c. 公債費

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。なお、性質別歳出における公債費が地方債の元利償還金及び一時借入金利子に限定されるのに対し、目的別歳出における公債費については、元利償還等に要する経費のほか、地方債の発行手数料や割引料等の事務経費も含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

d. 一般財源等

一般財源は、地方税、地方譲与税、地方特例交付金及び地方交付税の合計額。なお、これらのほか、都道府県においては、市町村から都道府県が交付を受ける市町村たばこ税都道府県交付金、市町村においては、都道府県から市町村が交付を受ける利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金（政令指定都市のみ）を加算した額をいうが、これらの交付金は、地方財政の純計額においては、都道府県と市町村との間の重複額として控除される。

一般財源等とは、一般財源のほか、一般財源と同様に財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用できる財源を合わせたもの。目的が特定されていない寄附金や売却目的が具体的事業に特定されない財産収入等のほか、臨時財政対策債等が含まれる。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

- * 歳入額でみるか歳出額でみるかによって定義が異なり、上記の、特定財源の一部も一般財源等を含むとする説明は、歳出額の定義である。
- * 地方財政統計年報において「一般財源等」の歳入額は、次のような項目で算定されている。都道府県においては、一般財源に、国有提供施設等所在市町村助成交付金、交通安全対策特別交付金、を加えたものである。市町村においては、一般財源に、特別地方消

費税交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、特別区財政調整交付金、都道府県支出金、交通安全対策特別交付金、を加えたものである。

e. 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。平成 13～25 年度の間において、通常収支の財源不足額のうち、財源対策債等を除いた額を国と地方で折半し、国負担分は一般会計から交付税特別会計への繰入による加算（臨時財政対策加算）、地方負担分は臨時財政対策債により補填することとされている。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）

f. 地方税

地方自治体が課税し徴収する税金である。これに対し、国が課税し徴収する税金は国税という。地方税法上、地方税は道府県税と市町村税に分類される。

道府県税は、道府県民税、事業税、地方消費税、不動産取得税、道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税、鉦区税、固定資産税（特例分）、法定外普通税、狩猟税、水利地益税、法定外目的税、である。市町村税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉦産税、特別土地保有税、法定外普通税、入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税、法定外目的税、である。（出所：総務省「租税体系」）

g. 特定財源

「一般財源等」と「特定財源」の区分は、地方財政状況調査表の第 7 表～第 13 表「歳出内訳及び財源内訳」における財源区分と同様であり、特定財源はおおむね次のとおりである。国庫支出金、地方債、分担金及び負担金、寄附金、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等。（出所：総務省「都道府県財政指数表」）

h. 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき、国が地方公共団体に対して支出する負担金、委託費、特定の施策の奨励又は財政援助のための補助金等。（出所：総務省「財政状況資料集」）

i. 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県が自らの施策として単独で市町村に交付する支出金と、都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付する支出金（間接補助金）とがある。（出所：総務省「財政状況資料集」）

j. 使用料・手数料

市の施設の利用や事務により利益を受けるものから、その受益に対する実費負担的な金額をいただくもので、条例で定めなければならない。会議室使用料、体育施設など施設使用料、住民票など諸証明手数料などがある。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

k. 分担金・負担金・寄附金

市の行う事業により利益を受けるものから、その受益を限度とした賦課徴収するもの。保育所保育料、老人保護措置（養護老人ホーム）費などがある。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

1. 財産収入

市が有する財産（公有財産、物品、債権、基金）の貸し付け等の運用により受け取る賃貸料、利息、配当金及び財産の売払い等による現金収入。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

m. 繰入金

一般会計、特別会計及び基金の間における現金を移動すること。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

n. 諸収入

他の収入科目に含まれない収入。延滞金、預金利子、受託事業収入、雑入など。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

o. 繰越金

一会計年度から翌年度へ持ち越され、歳入に計上された剰余金のこと。（出所：岐阜県瑞穂市ウェブサイト）

p. 地方債

「地方債」とは「地方公共団体が1会計年度を超えて行う借入れ」をいう。（出所：総務省ウェブサイト）

q. 普通交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。（出所：総務省「平成25年版 地方財政白書」）

r. 経常収支比率

経常収支比率とは、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。（出所：総務省「平成25年版 地方財政白書」）

s. 減収補填債特例分

地方税の収入額が標準税収入額を下回る場合、その減収を補うために発行される地方債。地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条に規定する建設地方債として発行されるものと、建設地方債を発行してもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合に、地方財政法第 5 条の特例として発行される特例分がある。（出所：総務省「平成 25 年版 地方財政白書」）